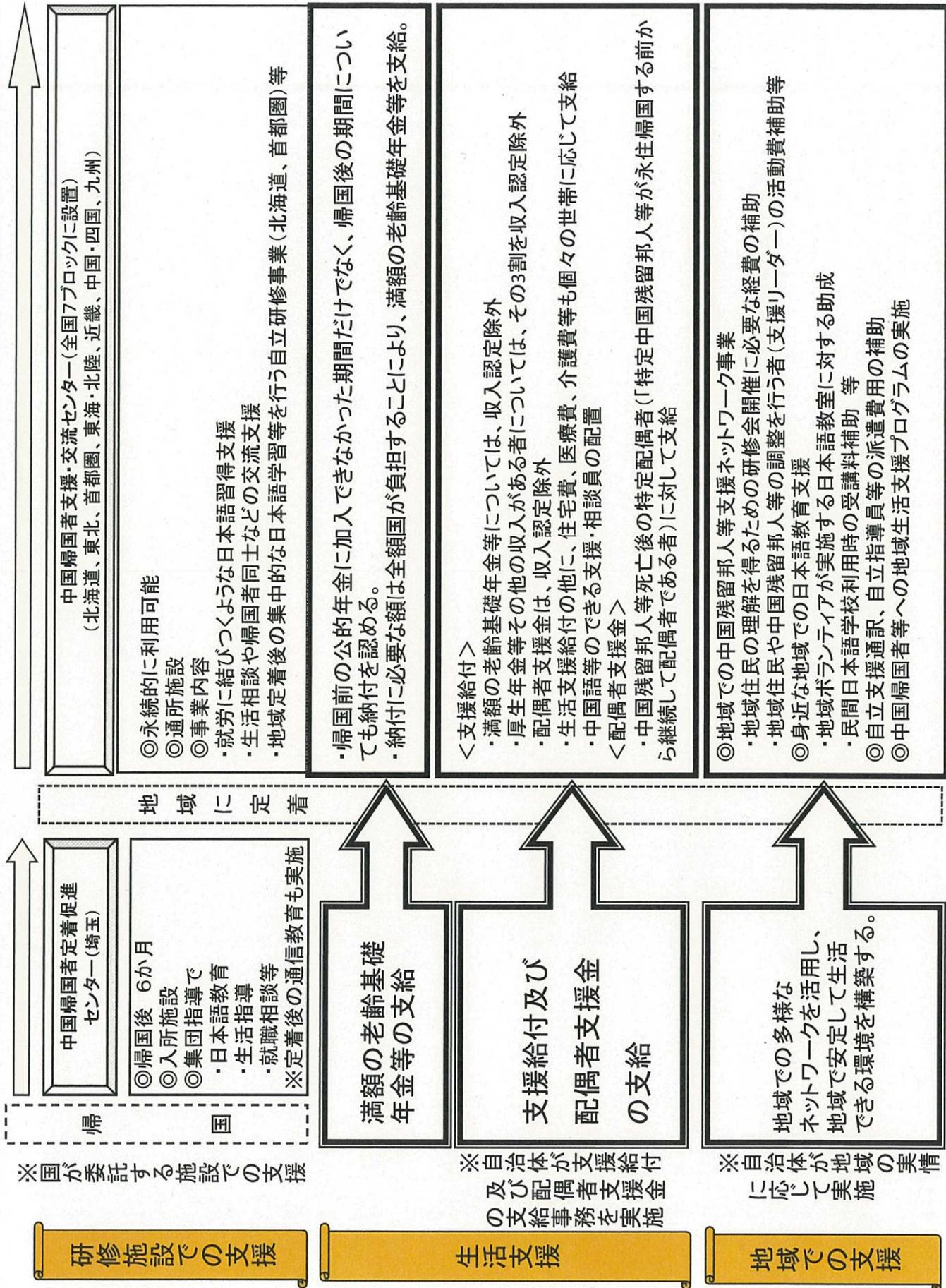


中国残留邦人等の円滑な帰国を促進
するとともに、永住帰国者の自立を
支援すること
(施策番号Ⅶ-4-3)

添付資料

中国残留邦人等に対する支援策



自立支援通訳等派遣事業

- (ア) 自立支援通訳派遣事業
医療や健康相談を受ける際、公的機関から援助を受ける際などに通訳が必要な場面に同行して、通訳業務を行う。
- (イ) 自立指導員派遣事業
日常生活での諸問題に関する相談、指導や関係行政機関への連絡を行う。
- (ウ) 就労相談員派遣事業
就労に向けた相談、指導や就労後の離職を防止するための指導に加え、就労受入れ企業の開拓等を行う。
- (エ) 巡回健康相談の実施
地域巡回、戸別訪問で、医療、保健衛生上の観点から必要な助言を行う。

この事業は、市町村（特別区含む）。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施

○ 自立支援通訳等派遣事業について

実施主体 (市町村)

※支援連絡会を設置した場合は都道府県

② 事業委託

・委託契約締結
・事業費支出

民間団体等

③ 登録

⑤ 要請

自立支援通訳

② 委嘱等

自立指導員

就労相談員

② 医師会・地域の保健センター等に協力要請

巡回健康相談員

① 制度の周知・広報活動

・リーフレットの作成・配布
・HPの作成・広報

中国残留邦人等とその家族 (支援対象者)

④ 支援の申し出

中国語(ロシア語)の解る人に
病院(介護施設)や役所(一
緒に行ってほしい。

仕事のことで相談したい

⑥ サービスの提供

・支援対象者のニーズに応じた必要なサービスを提供



補助内容

1. 自立支援通訳等派遣 (補助率10/10)

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳 就労のための相談及び健康相談等を行い安心した生活が送れるよう自立支援通訳等の派遣に要する経費を補助する。

<対象経費>

・報償費
・活動費(旅費)
・需要費(消耗品費、印刷製本費)
・役務費(通信運搬費、保険料)
・使用料及び賃借料
・委託料

※ 自立指導員及び就労相談員のみ活動推進費として、需用費、役務費の補助が可能。民間団体等に事業委託した場合のみ委託料の補助が可能。また、事業委託の締結、事業報告に必要な経費の補助が可能

2. 制度の周知・広報活動 (補助率10/10)

制度の周知・広報活動に必要な経費について補助する。(上記対象経費であれば補助可能)

<事例>

○リーフレット等作成に必要な経費

・実施主体と民間団体等が打合せを行った際の旅費
・実施主体と民間団体等が連絡調整を行った際の通信費、郵便料
・支援対象者に対し送付するリーフレット等の郵便料
・リーフレット等を作成の際の消耗品や印刷製本費

※ その他事業の事前準備や事前調整に必要な経費も補助対象となる。

日本語をもっと勉強したい。
地域の人ももっと交流したい。

平成26年度 自立支援通訳派遣事業実績

実施主体 (都道府県市区町村名)	派遣実績(件)
八戸市	1
山形県	157
山形市	293
福島県	17
栃木県	118
小山市	159
千葉県	283
鎌ヶ谷市	4
江東区	481
品川区	20
大田区	496
渋谷区	6
杉並区	34
豊島区	9
北区	49
板橋区	204
練馬区	378
足立区	613
江戸川区	10
八王子市	130
立川市	454
府中市	135
小平市	4
新潟県	26
石川県	33
福井県	53
山梨県	2
長野県	241
岡谷市	16
飯田市	137
瀬戸市	29
舞鶴市	4
宇治市	4
城陽市	2
京田辺市	77
久御山町	16
吹田市	12
富田林市	53
河内長野市	28
松原市	131
和泉市	27
明石市	32
伊丹市	217
宝塚市	21
大和郡山市	37

実施主体 (都道府県市区町村名)	派遣実績(件)
桜井市	1
橿原市	8
黒滝村	39
鳥取市	73
安来市	6
香川県	2
愛媛県	11
高知県	17
福岡県	2
佐賀県	2
大村市	80
熊本県	299
佐伯市	34
沖縄県	2
札幌市	192
仙台市	128
千葉市	688
横浜市	662
川崎市	5
相模原市	74
浜松市	131
名古屋市	736
京都市	1,001
大阪市	2,328
堺市	621
神戸市	470
広島市	410
北九州市	450
熊本市	572
秋田市	131
郡山市	123
いわき市	118
宇都宮市	88
船橋市	252
横須賀市	67
豊田市	2
枚方市	44
西宮市	243
尼崎市	113
奈良市	30
和歌山市	16
久留米市	7
鹿児島市	6
合計	15,537

※本計数については、確定前のものであり、今後変更することもあり得る。

支援給付監査について

1. 趣 旨

中国残留邦人等に対する支援給付については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」第14条の規定に基づき平成20年4月より実施されている。

支援給付監査については平成21年度より実施している。（参考：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項）

2. 実施方法

本省において都道府県並びに指定都市に対して、4年に一度の割合で実地監査を実施し、その際に管内福祉事務所においても実地監査を実施している。

○「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（抄）
第14条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

○「生活保護法（昭和25年法律第144号）」（抄）

第23条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

支援・相談員について

(ア) 趣旨

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

(イ) 業務内容

- 支援給付を行う職員の補助業務
- 通訳業務
- その他、日常生活上の相談等の自立指導業務

(ウ) 実施主体

都道府県、市町村(特別区を含む)が行う。

支援・相談員について

実施主体：都道府県、市町村（含特別区）

支援・相談員の配置

支援給付実施機関
(福祉事務所等)

窓口

報告・連携

- 支援給付申請受付・相談補助
- 支援給付要件審査補助

○ 日常生活上の生活相談等

- 自立支援通訳等業務
- 地域生活支援事業の企画・立案

残留邦人等

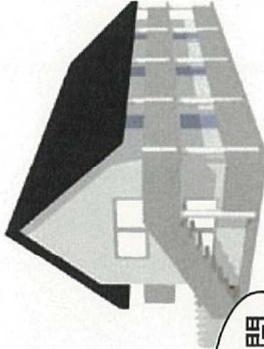
担当職員

支援・相談員

連携

地域生活支援事業
実施主体
都道府県、市等

支援メニユーの伝達



家庭訪問

単独又は必要に応じ職員と同行

家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ地域生活支援プログラムにおいて助言する

支援・相談員

中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる者を支援給付の実施機関に配置する。

平成26年度 支援・相談員業務実施状況一覧

実施機関	被支援世帯数	被支援人員数	支援・相談員配置数
北海道	32	44	7
青森県	13	18	5
岩手県	7	9	2
宮城県	12	17	3
秋田県	0	0	0
山形県	47	73	6
福島県	12	18	6
茨城県	36	54	2
栃木県	27	42	8
群馬県	28	40	2
埼玉県	151	222	15
千葉県	71	111	34
東京都	1,244	1,913	54
神奈川県	42	68	7
新潟県	9	12	3
富山県	1	2	1
石川県	12	16	4
福井県	5	9	1
山梨県	39	53	4
長野県	137	243	12
岐阜県	46	48	3
静岡県	11	15	3
愛知県	31	46	12
三重県	5	10	3
滋賀県	7	10	2
京都府	30	45	4
大阪府	115	171	14
兵庫県	55	90	3
奈良県	14	17	4
和歌山県	5	7	2
鳥取県	5	6	1
島根県	4	7	2
岡山県	4	7	2
広島県	21	38	3
山口県	2	3	1
徳島県	5	6	2
香川県	6	8	2
愛媛県	5	21	2
高知県	5	5	2
福岡県	20	29	9
佐賀県	12	15	5
長崎県	12	18	4
熊本県	8	13	1
大分県	4	6	1
宮崎県	2	2	0
鹿児島県	19	25	5
沖縄県	11	19	1
札幌市	113	167	3
仙台市	48	76	1
さいたま市	75	115	3
千葉市	103	160	3
横浜市	236	365	8
川崎市	29	52	1
相模原市	34	55	1
新潟市	28	41	1
静岡市	3	6	1
浜松市	13	19	1
名古屋市	158	242	5

平成26年度 支援・相談員業務実施状況一覧

実施機関	被支援世帯数	被支援人員数	支援・相談員配置数
京都市	84	138	4
大阪市	186	287	7
堺市	112	164	1
神戸市	44	67	1
岡山市	24	41	6
広島市	90	134	3
福岡市	83	127	13
北九州市	18	25	8
熊本市	31	41	1
函館市	5	6	2
旭川市	21	37	1
青森市	10	16	2
盛岡市(県)	10	17	5
秋田市	6	11	1
郡山市	27	40	1
いわき市	8	12	2
宇都宮市	23	38	1
前橋市(県)	23	34	1
高崎市(県)	15	21	0
川越市	10	19	1
柏市	2	2	0
船橋市	14	21	1
横須賀市	4	7	1
富山市(県)	2	3	2
金沢市(県)	7	10	6
長野市	35	47	1
岐阜市(県)	23	34	1
豊田市	26	37	1
豊橋市	2	3	1
高槻市	20	21	5
岡崎市	7	10	1
大津市(県)	11	17	0
枚方市	21	32	1
東大阪市	19	28	1
豊中市	7	9	1
姫路市	1	2	0
西宮市	5	7	1
尼崎市	23	35	1
奈良市	9	11	2
和歌山市	6	7	1
倉敷市	5	6	1
高松市	18	23	1
福山市	11	15	1
下関市	2	3	0
松山市(県)	7	22	0
高知市	47	75	2
久留米市	5	7	3
長崎市	37	60	1
大分市	24	33	1
宮崎市	11	13	1
鹿児島市	32	45	2
那覇市(県)	3	5	0

※(県): 県からの派遣もある自治体。

※本計数については、確定前のものであり、今後変更することもあり得る。

中国残留邦人等支援のこれまでの経緯

中国残留邦人等とは

今次の大戦(昭和20年8月9日以後のソ連軍の対日参戦)に起因して生じた混乱等により、日本に引き揚げることができず、中国等の地域に引き続き居住することを余儀なくされた者をいう。

※ 中国残留邦人等は、長期にわたって残留を余儀なくされたため、①日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、多くの人が今日においても日本語が不自由な状態であり、②高度経済成長の恩恵を享受することができず、また、老後の備えが不十分である、という特別の状況に置かれている。

※ 日中国交正常化後の中国からの永住帰国者

6,712人(平成27.3末)

同行家族者

14,176人(平成27.3末)

※ 厚生労働省令において、中国の地域以外の地域として樺太の地域が規定されている。

○ 旧来の支援策

・ 昭和47年の日中国交正常化以降、帰国援護や帰国後の定着促進のための日本語教育等の支援を実施

・ 平成6年以降、従来の施策を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号、以下「支援法」という。)として法定化し、これに基づいて支援を実施

・ 平成13年以降、旧来の援護施策が不十分だとして集団訴訟が提訴され、10地裁、1高裁で判決が出たが、1地裁での判決を除き、国側が勝訴

○ 平成19年11月、与党PT(当時)の「新たな支援策」をベースとした与野党合意の支援法改正法(議員立法)が成立。

《内容》

① 満額の老齢基礎年金等の支給(支給決定者:6,194人(平成27年3月末現在))

② 支援給付の支給(支給対象:4,495世帯(6,812人)(平成26年12月現在))

○ 平成25年12月、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人死亡後に支援給付に加えて新たな支援策を講ずることとした支援法改正法(議員立法)が成立(平成26年10月施行)。

《内容》

中国残留邦人と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、支援給付の受給資格を有する特定配偶者(※)に対して配偶者支援金を支給。

(※) 特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の概要

1 目的（第1条）

今次の大戦に起因する混乱等により生じた、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、

①円滑な帰国促進及び、②帰国後の自立支援を行うこと

2 対象者（第2条）

(1)中国残留邦人等

① 中国の地域において昭和20年9月2日以前から引き続き居住しており、日本国民として本邦に本籍を有していた者

② ①の者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者

③ ①又は②と同様の事情にあるものとして省令で定める者

④ 中国以外の地域（樺太等）において①～③の事情にある者

(2)特定中国残留邦人等（第13条第2項）

中国残留邦人等のうち昭和36年4月以降に初めて永住帰国した者

(3)特定配偶者

特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者

3 国等の責務

(1) 円滑な帰国の促進（国）（第3条）

(2) 早期の自立の促進（国及び地方公共団体）（第4条）

(3) 有機的連携による施策の策定、実施（国及び地方公共団体）（第5条）

4 支援施策（第6条～）

項目	具体的施策
第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・永住帰国旅費の支給等 ・永住帰国のための旅行に要する費用の支給 ・入国手続の円滑化
第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支度金の支給 ・帰国後の生活基盤の確立に資するために必要な資金の支給
第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談等 ・中国帰国者定着促進センターへの入所 ・中国帰国者自立研修センターでの研修等 ・中国帰国者支援・交流センターでの支援等
第9条	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の供給の促進 ・公営住宅への優先入居の措置等
第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の機会の確保 ・就職のあっせん等
第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の機会の確保 ・中国帰国者等の子女の学校への受入等
第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・就籍手続等に係る便宜供与 ・説明会の開催 ・身元確認関係資料の提供
第13条(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の特例 ・満額の老齢基礎年金等の支給 ・本人が納付済みの年金保険料相当額を、本人の手元に残る額として支給
第14条(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援給付の実施 ・老齢基礎年金を補完する支援給付 (その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に行う)
第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者支援金の支給 ・中国残留邦人等の死亡後に残された特定配偶者に対し、支援給付に加え、配偶者支援金を支給
第16条(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡等の禁止等 ・一時金及び支援給付、配偶者支援金を受ける権利の、譲渡・差し押さえ等ができない ・一時金及び支援給付、配偶者支援金は、課税対象外である
第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供 ・日本年金機構は、厚生労働大臣に対し、一時金の支給及び保険料の納付に関して必要な情報の提供を行う
第18条	<ul style="list-style-type: none"> ・一時帰国旅費の支給等 ・入国手続の円滑化
第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の区分 ・生活保護法の規定の例による支援給付にかかる事務は、第1号法定受託事務とする

(※) 特定中国残留邦人等に限る。